

■実行関税率表 2025 新旧対照表 (2025/07/03)

(1)附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2025年7月3日から適用)

頁	新	旧																
8	<p>(7) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産黒鉛電極</p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td>関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%</td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>令和 7 年 3 月 29 日～<u>令和 12 年 7 月 2 日</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td><u>黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p>(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほかに追加的に課されるものです。</p>	対象品目	関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）	税率	・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%	課税期間	令和 7 年 3 月 29 日～ <u>令和 12 年 7 月 2 日</u>	根拠法令	<u>黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令</u>	<p>(7) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産黒鉛電極</p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td>関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%</td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>令和 7 年 3 月 29 日～<u>令和 7 年 7 月 28 日</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td><u>黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p>(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほかに追加的に課されるものです。</p>	対象品目	関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）	税率	・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%	課税期間	令和 7 年 3 月 29 日～ <u>令和 7 年 7 月 28 日</u>	根拠法令	<u>黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>
対象品目	関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）																	
税率	・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%																	
課税期間	令和 7 年 3 月 29 日～ <u>令和 12 年 7 月 2 日</u>																	
根拠法令	<u>黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令</u>																	
対象品目	関税率表第 8545.11 号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）																	
税率	・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 95.2%																	
課税期間	令和 7 年 3 月 29 日～ <u>令和 7 年 7 月 28 日</u>																	
根拠法令	<u>黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>																	